

学校法人佐久学園における研究費の管理・監査に関する基本方針

学校法人佐久学園では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日付）に基づき、研究費不正使用防止等に関する基本方針を定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- ① 事務処理手続きに関するルールを明確化・統一化
- ② 職務権限に応じた明確な決済手続や適切な職務分掌を定める。
- ③ コンプライアンス教育による関係者の意識向上を目指す。
- ④ 告発等の取扱、調査及び懲戒に関する規程を整備し、透明性の高い運用体系を構築する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、適正な運営・管理を行う。

5. 情報発信・共有化の推進

大学内での情報共有・共通理解される体制を構築するとともに、広く学外へ発信することにより社会への説明責任を果たす。

6. モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小限にすることを目指し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。